

クラウド活用・地域ICT投資促進協議会設立趣意書

我が国は、2008年（平成20年）より人口減少局面に入り、2050年には9,700万人程度にまで減少することが見込まれるなど、急速な人口減少が予測されている。

こうした中、持続的経済成長や地方創生を図る上で、地域の小規模事業者等の生産性・収益性の向上は、政府の重要課題の一つとされており、そのため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICTの一層の利活用を推進する必要がある。

我が国では全国的なブロードバンド・ネットワークの整備が着実に進んでおり、超高速ブロードバンドの利用可能世帯率はほぼ100%となっている一方、光ブロードバンド利用可能世帯に対する契約数は約5割にとどまっている。また、約385万の小規模事業者や農林水産事業者の多くは、固定電話とファクシミリに頼って業務を行っているものと推測されている。したがって、電話とファクシミリに頼った業務活動スタイルから、クラウドサービスやスマートフォン等のICTを活用した業務活動スタイルへの転換を促すことにより、小規模事業者等の生産性・収益性の向上を実現することが可能であり、もって地方創生に資するものと考えられる。

平成27年1月より総務省において開催された「クラウド等を活用した地域ICT投資の促進に関する検討会」では、以上の認識の下に議論を進め、クラウドサービス提供事業者及び電気通信事業者並びに士業、地域金融機関、同業団体及び商工会議所等の触媒的・仲介機能を持った主体との間で連携し、ICT利活用に一定の成果を得られた事業者及び利活用が浸透した地域等における活動手法や効果を全国に向けて周知・普及すること等により、クラウドサービス等の利活用を促進・加速させていくための推進体制を整備することが不可欠であるとの結論に至った。この推進体制の下、参加者が、地方創生の実現という喫緊の国家的課題に取り組んでいくという目標を共有し、地域の小・中規模事業者等においてクラウドサービスをはじめとするICT利活用の推進が図られるよう早期に着手すべきであるとする。

上記の推進体制は、以下の機能を持つ。

- 1 ICT利活用に関し成功体験を有する事業者から他の事業者へ、及び、地域金融機関や士業、商工会議所等の地域の主体から事業者へ、周知・普及活動を実施することにより、多角的に地域の小規模事業者等のICT利活用ニーズの喚起を行う
- 2 地域におけるクラウドサービス等のICT利活用の普及・展開を積極的に推進する意向を有する事業者（ICT関連事業者以外の事業者を含む。）に対する支援・協力を行う
- 3 国や地方公共団体に対する調達手続・契約手続の電子化の取組の推奨を通じて事業活動の電子化に関する環境の整備を支援する

上記検討会の結果を踏まえ、上述の機能を備え、比較的自由度の高い運営が可能な一般社団法人の形態を前提に、クラウド等を活用した地域ICT投資促進の推進体制として、一般社団法人クラウド活用・地域ICT投資促進協議会の設立を發起する次第である。

平成27年12月11日
設立呼掛人一同